



発行 東京都

る規則

特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則（昭和四十五年東京都規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中「四千円」を「四千五百円」に改め、同条ただし書中「八千円」を「九千円」に改める。

附 則

- この規則は、令和七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この規則による改正前の特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則に規定する出場等により支給することとなつた費用弁償で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。
- この規則による改正後の特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の規定は、二曆日にわたる出場等にあっては、施行日以後に始まる出場等から適用し、施行日前から始まる出場等については、なお従前の例による。

○特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則
則………（東京消防庁企画調整部企画課）……一
規 程（交）

- 東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程………二
規 程（交）
- 東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程………二
規 程（交）
- 東京都交通局企業職員の特定任期付職員業績手当に関する規程を廃止する規程………二
規 程（交）
- 東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程………三
規 程（交）
- 東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程………六
規 程（交）
- 東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程………六
規 程（交）

○交通局規程第十三号
東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第六十二号
特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正す

特別区の消防団員の報酬及び費用弁償の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
改正する規程
東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
第十四条及び第二十一条（見出しを含む。）中「子どもの看護休暇」を「子どもの看護等休暇」に改める。

第三十三条を第三十七条とし、第三十二条を第三十四条とする。

第三十一条中「及び第二十八条」を「、第二十八条及び第三十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十条を第三十二条とし、第二十九条の次に次の二条を加える。

(子育て部分休暇)

第三十条 子育て部分休暇については、規程第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第三項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規程第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と読み替えるものとする。

（子育て部分休暇を承認することができる職員）

第三十一条 所属長が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。

第三十四条の次に次の二条を加える。

(介護についての申出があつた場合における措置等)

第三十五条 介護についての申出があつた場合における措置等については、規程第二十七条の四の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(勤務環境の整備に関する措置)

第三十六条 勤務環境の整備に関する措置については、規程第二十七条の五の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第二十一条に規定する子どもの看護等休暇に係る請求等及び同規程第三十条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この規程の施行の日前においても行うことができる。

◎交通局規程第十四号

東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の通勤手当に関する規程（平成十四年交通局規程第四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「五万五千円」を「十五万円」に改め、同項第一号中「相当額」の下に「（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 新幹線等を利用する者については、支給対象期間につき、第一項又は前項に定める額及び特別の料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）を支給する。ただし、第一項又は前項に定める額及び特別料金等相当額（新幹線鉄道等の特別急行列車等が二以上ある場合においては、その合計額）をそれぞれ支給月数で除して得た額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、十五万円に支給月数を乗じて得た額とする。

第六条第二項中「特別の料金等の額の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に、「特別料金等の二分の一相当額」を「特別料金等相当額」に改める。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

◎交通局規程第十五号

東京都交通局企業職員の特定任期付職員業績手当に関する規程を廃止する規程を次のようく定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久我英男

東京都交通局企業職員の特定任期付職員業績手当に関する規程を廃止する
規程

東京都交通局企業職員の特定任期付職員業績手当に関する規程（平成十八年交通局規程第三十八号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

●交通局規程第十六号

東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

職務	職務の級
運輸主事	一級職
グループリーダー	一級職
助役	二級職
課長代理	三級職
課長	四級職
部長	五級職

第三条に次の二項を加える。

第二条第一号中「在勤序」の下に「（常時勤務する在勤序のない場合又は局長若しくは局長の委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）」を加え、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条に次の三号を加える。

三 「指定職職員」とは、東京都交通局企業職員の給料等に関する規程（昭和三十三年交通局規程第十四号）第二条第八号に規定する交通局企業職員給料表(七)の適用を受ける職員をいう。

四 「旅行役務提供者」とは、旅行業者（旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者をいう。）その他の局長が別に定める者

（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、東京都交通局（以下「局」という。）と旅行役務提供契約（旅行業者等が局に対して旅行に係る役務その他の局長が別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、局が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第三項において同じ。）を締結したものをいう。

五 「職務の級」とは、東京都交通局企業職員の給料等に関する規程第二条第一項に規定する交通局企業職員給料表(一)、交通局企業職員給料表(四)、交通局企業職員給料表(六)及び交通局企業職員給料表(七)による職務の級をいい、交通局企業職員給料表(二)及び交通局企業職員給料表(二)の二の給料表の適用を受ける職員については、次のとおりとする。

- 1 前条第一項の規定に該当する旅行 旅行命令
 - 2 前条第二項の規定に該当する旅行 旅行依頼
- 第四条第二項及び第三項中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第三項中「変更」の下に「取消しを含み、「を」「限る。」の下に「以下同じ。」を加え、「し、又は取り消す」を「する」に改め、同条第四項中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、「出張命令簿」の下に「又は出張依頼簿」を加え、「当該旅行に関する」を「局長が定める」に、「これ」を「、当該事項」に、「提示」を「通知」に改め、同項ただし書

中「近接地内に」を「局長が定める」に改め、「出張命令簿」の下に「又は出張依頼簿」を加え、「旅行に関する」と「し、これを提示」を削り、「旅行命令」を「旅行命令等」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改め、「これを当該旅行者に提示し」を削る。

第五条の見出し中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第一項中「旅行命令に」を「旅行命令等（前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に」に、「旅行命令の」を「旅行命令等の」に改め、同条第二項及び第三項中「旅行命令」を「旅行命令等」に改める。

第六条の見出し中「種類」を「種目及び内容」に改め、同条中「種類」を「種目」に、「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料とする」を「その他の交通費、渡航雑費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、これらの内容については、この規程の定めるところによる」に改める。

第七条から第十四条までを次のとおり改める。

(鉄道賃)

第七条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他の局長が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用（第二号から第六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 旅客運賃
- 二 座席指定料金
- 三 前二号に掲げる費用に付随する費用
- (その他の交通費)

第十条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程一キロメートルにつき三十七円とする。

- 一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を

第八条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他の局長が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他の局長が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。）

- 二 寝台料金

- 三 座席指定料金

- 四 特別船室料金（内国旅行にあつては指定職員に限る。）

- 五 前各号に掲げる費用に付随する費用

(航空賃)

第九条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他の局長が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- 一 連賃
- 二 座席指定料金
- 三 前二号に掲げる費用に付随する費用

(その他の交通費)

第十一条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程一キロメートルにつき三十七円とする。

第十二条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他の局長が定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる旅客運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

四 前二号に掲げる費用に付隨する費用

（渡航雑費）

第十二条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして局長が定める費用の額とする。

（宿泊費）

第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号）により定められている額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、職員に対応する国は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる同令における国の職員とする。

一 指定職職員 指定職職員等

二 職務の級が五級以下の者 職務の級が十級以下の者

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として局長が定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第十四条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊手当の額とする。

第十五条 第一項本文中「旅費は」の下に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、この規程で定める種目及び内容に基づき」を加え、「基づいて」を「より旅行した場合の旅費により」に改め、同項ただし書中「ただし、」の下に「公務上の必要又は天災その他」を加え、「これに基づいて計算」を「最も経済的な通常の経路又は方法により旅行」に、「は、現に利用した」を「には、その現によつた」に、「基づいて」を「よつて」に改める。

第十六条 第一項中「旅行者」の下に「若しくは概算払に係る旅費の支払を受けた旅行者でその精算をしようとするもの又は旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「当該旅費」の下に「又は当該金額」を加える。

第十七条 第二十二条とし、第十九条中「外国旅行、」を削り、同条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条を第十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

（旅費の返納）

第十八条 支出担当者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの規程又はこれに基づく局長が別に定める規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの規程又はこれに基づく局長が別に定める規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、局長が定める。

第十六条の次に次の二条を加える。

（旅費支給額の上限）

第十七条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第十条ただし書に規定する場合を除く。）に係る旅費の支給額は、第七条から第十条までに掲げる各費用について、当該各条及び第十五条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費

用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 渡航雑費、宿泊費及び包括宿泊費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。
別表第一から第五までを削る。

附 則

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

○交通局規程第十七号

東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程（平成二十七年交通局規程第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「定める報酬」の下に「条例第五条の三に規定する在宅勤務等手当

一部を次のように改正する。
第五条第一項中「定める報酬」の下に「条例第五条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する報酬」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 条例第五条の三に規定する在宅勤務等手当に相当する第一種報酬については、条例

第五条の三の規定を準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「所定の勤務時間」と読み替えるものとする。

第十条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

第十七条第一項第一号中「第一種報酬」の下に「条例第五条の三に規定する在宅勤

務等手当に相当する報酬及び」を加える。

第二十四条第二項第三号中「含む。」の下に「から勤務を割り振られていない日を除いた日」を加え、同条第三項第三号中「部分休業」の下に「及び会計年度任用職員勤務時間規程第三十条に規定する子育て部分休暇」を加える。

第二十五条第一項中「一万分の一萬一千百四十七・五」を「一万分の一萬六百九十二・五」に、「第四条の三第一項第五号」を「第四条の三第一項第六号」に改め、同条第二項中「一に」を「いづれかに」に改める。

附 則

1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都交通局非常勤職員の報酬等に関する規程第十条第二項の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

○交通局規程第十八号

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局会計事務規程の一部を改正する規程

東京都交通局会計事務規程（昭和三十年交通局規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第三項中「又は」を「若しくは」に改め、「設けている職員」の下に「又は東京都交通局企業職員の旅費に関する規程（平成十四年交通局規程第四十五号）に規定する旅行役務提供者」を加える。

第六十四条の三第一項第五号中「領收印」の下に「（旅費にあつては領收印又は署名）」を加える。

第六十四条の三第一項第五号中「領收印」の下に「（旅費にあつては領收印又は署名）」を加える。

附 則

この規程は、令和七年四月一日から施行する。

發行	東京都	本号	三〇円
電話	○三(五三二二)一一一(代)	番号	163-8001
定価	一箇月	六、六〇〇円	印刷所
	(郵送料を含む。)		東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
			郵便番号